

いずみ児童クラブ運営規定

運営規定

社会福祉法人 大成福祉会 いずみ児童クラブ運営規定

(事業の目的)

第1条 大成福祉会（以下「事業者」という。）が設置するいずみ児童クラブ（以下「事業所」という。）において実施する、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に基づく放課後児童健全育成事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所を利用している児童（以下「利用者」という。）に対し、安全な場を提供し、遊びを主とする活動を通じて児童が心身ともに健やかに育成されることを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊び及び生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図る。
- 放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、糸満市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校その他の関係機関との密接な連携に努めるものとする。
 - 事業の実施にあたっては、利用者の人権に十分配慮するとともに、国籍、信条又は社会的身分によって、差別的な取扱いをしないものとする。
 - 事業者は、その運営及び提供する支援について自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。
 - 前4項のほか、児童福祉法、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」及び「糸満市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年12月4日糸満市条例第86号）」に定める事項のほか関係法令等を遵守し、放課後児童健全育成事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 放課後児童健全育成事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 名称 いずみ児童クラブ
- 所在地 沖縄県糸満市字真栄里 2041-3

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 放課後児童支援員 4名(常勤職員4名、非常勤職員0名)

放課後児童支援員は、以下の業務を行う。

- ア 利用者の健康管理、出席確認をはじめとした安全の確保及び情緒の安定を図るための支援
- イ 遊びや諸活動を通じての自主性、社会性及び創造性を培う支援
- ウ 基本的な生活習慣の確立に向けた支援
- エ 利用者が宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整備及び必要な支援
- オ 保護者・家庭との日常的な連絡、情報交換及び家庭生活の支援
- カ 地域の関係機関・団体との連絡、調整
- キ 放課後児童クラブ以外の子どもや地域住民との交流
- ク 利用者の状況に関する学校との情報交換、連絡、調整
- ケ 会議・打ち合わせ等による支援の内容の検討、情報共有
- コ 利用者の様子及び育成支援の記録
- サ 行事や活動の企画と記録
- シ 清掃、衛生管理、安全点検、片付け等
- ス その他放課後等における児童の健全育成上必要な活動及び支援

(2) 補助員 1名(常勤職員0名、非常勤職員1名)

補助員は、放課後児童支援員が行う業務を補助する。

(3) 事務職員0名(常勤職員0名、非常勤職員0名)

事務職員は、事務所運営に必要な事務を行う。

(開所日及び開所時間等)

第5条 事業所の開所日及び開所時間等は、次のとおりとする。

(1) 開所日

- ア 原則として月曜日から土曜日までとする。
- イ 開所日数は1年につき250日以上とする。

(2) 事業所の開所時間

- ア 小学校の授業がある日 午後12時から午後7時まで
- イ 小学校の授業の休業日 午前8時から午後7時まで

(3) 年間の閉所日

- ア 日曜日
- イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- エ 第3土曜日(8月は第1・第3土曜日)
- オ 3月30・31日
- カ 6月23日(慰霊の日)、旧盆(ウ-クイ)

2 事業者は、特に必要があると認められた時は、前項の規定にかかわらず、開所日に閉所し、若しくは開所日以外に開所し、又は開所時間を変更することができる。この場合、あらかじめ、保護者に周知するものとする。

(支援の内容)

第6条 事業所で行う放課後児童健全育成事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の健康管理、情緒の安定の確保
- (2) 利用者の安全確認、活動中及び来所・帰宅時の安全確保
- (3) 利用者の活動状況の把握
- (4) 遊びの活動への意欲と態度の形成
- (5) 学び（学習）の機会の確保
- (6) 基本的生活習慣の確立の支援
- (7) 保護者・家庭との日常的な連絡、情報交換の実施
- (8) 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- (9) その他放課後等における児童の健全育成事業上必要な支援

(支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額)

第7条 事業所は、利用者に対する支援の提供にあたり、次に定める費用の額の支払いを受けるものとする。

- (1) 保育料 月額 9,000 円（8月のみ 17,000 円）
※令和4年7月分より賃借料補助 900 円/月額、保育料より減額し補助する
（期間は市の賃借料補助事業が終了するまで）
- (2) 入園金（新入園児のみ）5,000 円
- (3) おやつ代 月額 1,500 円（8月のみ 2,500 円）
- (4) 施設運営費 月額 1,200 円
- (5) 講師謝礼 月額 300 円

各種プログラム参加費用等については、実費相当額を負担することとする。

- 2 前項に規定する費用の額に係る支援の提供に当たっては、あらかじめ、利用者の保護者に対し、当該支援の内容及び費用について説明を行い、利用者の保護者の同意を得るものとする。
- 3 利用者の負担額及び前項の実費は、事業者が指定する日に、原則として、口座振替の方法により納入するものとする。口座振替によりがたい場合は、事業者の指定する方法によるものとする。
- 4 事業者は、第1項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者の保護者に対し交付するものとする。

(利用定員)

第8条 利用者の定員は、原則として40名とする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、糸満南小学校の通学区域とする。

(事業の利用に当たっての留意事項)

第 10 条 利用者の保護者は、事業の利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 利用者が欠席をする場合には、利用者の保護者は電話その他の連絡方法により事業所へ届け出ること。
- (2) 小学校の授業休業日に欠席をする場合には、前日もしくは当日午後 1 時までに事業所に連絡をすること。
- (3) 利用者又はその家族の感染症の発生により、他の利用者への感染する恐れがあると認められた場合は、事業者は利用者に対して休所を命ずることができる。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 現に支援の提供を行っている際に利用者の体調に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 緊急時及び事故発生時における対応方法は、別に定める方法により対応するものとする。
- 3 支援の提供により事故が発生した際は、直ちに関係する事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。また、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じる。
- 4 支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害の対策)

第 12 条 事業所は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に職員に周知する。

- 2 非常災害に備えるため、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練等を行うものとする。

(苦情への対応)

第 13 条 事業所は、放課後児童クラブの支援に係る利用者及び保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 苦情を受け付けるための窓口を設置し、事業所内における苦情解決のための手続きを明確化する。
 - (2) 苦情受付窓口及び苦情解決の手続きについて、保護者、職員等に対して周知する。
 - (3) 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 2 放課後児童クラブの支援に関し、糸満市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - 3 放課後児童クラブの苦情に関して、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が行う同法第 85 条第 1 項の規定による調査協力をする。

（個人情報の保護）

第 14 条 事業所は、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の放課後児童健全育成事業者等に対して、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得る。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第 15 条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

(2) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

2 事業所は、支援提供中に、当該事業所職員又は利用者の保護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを糸満市に通報するものとする。

（地域、関係機関との連携に関する事項）

第 16 条 放課後児童クラブに通う子どもの生活について地域の協力が得られるように、自治会や民生委員・児童委員（主任児童委員）等の地域組織や子どもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図る。

2 地域住民の理解を得ながら、地域の子どもの健全育成の拠点である児童館やその他地域の公共施設等を積極的に活用し、放課後児童クラブの子どもの活動と交流の場を広げる。

3 事故、犯罪、災害等から子どもを守るため、地域住民と連携、協力して子どもの安全を確保する取り組みを行う。

4 子どもの病気やケガ、事故等に備えて、日常から地域の保健医療機関等と連携を図る

（その他運営に関する重要事項）

第 17 条 事業所は、職員の資質の向上のため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後 6 か月以内

(2) 継続研修 年 12 回

2 事業所は、職員、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から 5 年間保存する。

3 事業所は、利用者に対する支援の提供に関する諸記録を整備し、当該支援を提供した日から 5 年間保存するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は大成福社会と事業所の職員の代表者との協議に基づいて定めるものとする。附 則

この規程は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

